

都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間)に係る 環境影響評価書に対する環境大臣意見

本事業は、本線が大深度地下をトンネル構造で通過するという計画であることから、地上式の道路の場合と比較して、土地の改変をできる限り減らし、また自動車からの排出ガス、騒音及び振動が沿道に与える影響を最小限に抑えているが、一部の地上部の周辺環境やトンネル工事等に伴う地下水環境等への影響についてもできる限り回避・低減されるよう、以下の措置を適切に講じる必要がある。

1. 大気質への影響と対策技術について

計画路線周辺は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に指定され、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総排出量の削減に向けて、関係者の緊密な協力の下に総合的かつ計画的な対策が進められている地域である。

このため、供用開始前に、計画路線周辺の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況を短期的な濃度を含め十分に把握するとともに、周辺の建物や地形の状況も考慮して、換気所における窒素酸化物及び粒子状物質の最新の削減技術の適用について検討し、それらの状況を踏まえ、必要に応じ適切な措置を講じること。

2. インターチェンジ周辺の大気質及び騒音について

当該路線供用後のインターチェンジ周辺及び供用中の既設の外郭環状道路との接合部における大気質及び騒音については、接続する一般道路及び既設の外郭環状道路との複合的な影響が生じるおそれがある。

このため、接続する一般道路を含むインターチェンジ周辺の大気質及び騒音の影響の状況について予測を行い、必要な場合は環境保全措置を検討した上で評価を行うこと。既設の外郭環状道路との接合部周辺については、大気質の状況についてトンネル坑口からの排出も含めた予測を行い、必要な場合は環境保全措置を検討した上で評価を行うこと。

また、これらの結果に基づき、関係機関と連携して必要な環境保全措置を適切に行うとともに事後調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ追加的な措置を検討すること。

3. 建設機械の稼働による騒音について

建設機械の稼働に伴う騒音については、環境保全措置を講じることにより、騒音規制法の規制基準値以下になると予測されているが、住宅密集地において工事が行われることから、騒音源と受音源との高さの関係によっては、基準値を超えるおそれがある。このため、工事実施時には、建設機械の稼働に伴う騒音の状況を把握しながら、必要に応じて、高い遮音効果を有する防音材の採用等の適切な措置を講じること。

4. 水循環に係る環境保全措置について

浅層地下水を保全するために用いる地下水流動保全工法については、現時点で具体的な施

工方法が定まっていないことから、工事の実施までに地質及び地下水位等の詳細な調査を行い、地下水の流動状況についての予測を改めて行いつつ、その状況に応じ、長期的な維持管理方法の適用可能性についても十分検討したうえで適切な工法を選定すること。これらの結果については公表するとともに、その結果を踏まえ、事後調査を行いながら、必要に応じ適切な追加措置を講じること。

また、本線と接続線とのトンネル接合部は、深層の複数の帯水層を長距離にわたって通過する箇所もあることから、今後の最新技術の検討等により、実施する工法が変更された場合には、接合部の形状に基づき、地下水の流動状況についての予測を改めて行い、その結果について公表するとともに、その結果を踏まえ、周辺の地下水の利用状況も考慮に入れた上で、深層地下水に係る流動保全のための措置を検討し、必要に応じ適切な措置を講じること。

5. 地下水質の保全について

本事業の事業実施区域及びその周辺には、地下水汚染が確認されている地域があることから、工事の実施までに汚染状況及び分布範囲について適切に把握するとともに、必要に応じ、工事に伴う影響が生じないよう適切な措置を講じること。また、関係機関と連携して事後調査を実施すること。

6. 八の釜憩いの森の代償措置について

本事業の実施により八の釜湧水及び憩いの森の消失が不可避とされているが、まず影響の回避・低減についての検討結果をより詳細に明らかにすること。その上で、代償措置を講じる場合には、地元の要望を聞きつつ、また現在の自然環境の状況を考慮して検討し、できる限り早期に機能の代償を図ること。

7. 廃棄物等について

工事の実施に伴う建設発生土及び建設汚泥については、膨大な量の発生が予測されている。このため、建設発生土は全量再利用するとされているが、発生量及び発生時期の管理を適正に行い、できる限り近隣での利用を図るなど、適切に再利用すること。また、建設汚泥については88%を再資源化するとされているが、この目標値以上にできる限り再生利用するよう努めること。なお、これらの再利用の際には、汚染の有無の確認を適切に行うこと。

8. 地上部街路について

実施されるかどうか現時点では未定である「外環ノ2」については、もし計画が具体化するのであれば、その諸元が明らかになった段階で、環境への影響について、本事業の環境影響評価の結果を踏まえた予測・評価を行い、その結果を公表すること。

9. 評価書の補正について

以上の意見を踏まえ、評価書を適切に補正すること。併せて、環境影響評価の結果を的確にかつわかりやすく記載するという観点から、その他の箇所についても見直しを行い、必要に応じ適切に補正すること。